

平成28年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成28年3月31日（木曜日）

○議事日程（第1号）

平成28年3月31日（木）午後1時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の
議決について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第 9 | 発議第 1号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改
正について
（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第10 | 議案第40号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第41号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第42号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第44号 | 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の
議決について |
| 日程第15 | 議案第45号 | 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第16 | 発議第 1号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改
正について
（委員長報告、質疑、討論、採決） |

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	10 番 高 村 泰 徳 議員
11 番 奥 田 尚 佳 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 専 作 君
教育委員長	森 下 龍 美 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君

教育委員会生涯学習課長	芝	山	有	朋	君
教育委員会学校教育担当調整監	山	本		樹	君
監 査 委 員	千	種	伯	行	君
監 査 委 員 事 務 局 長	深	瀬	由	佳	子

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松	永	佳	久

〔開会 午後 1時00分〕

議長（村田幸隆議員） これより平成28年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、平成28年第1回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、「職員の給与に関する条例の一部改正について」を初めとする議案6件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から日程第8、議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」までの6議案について御説明いたします。

まず、議案書の1ページをごらんください。

議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、県との人事交流において、県と市の給与条例に差異があるため、国や他の自治体で設けられている調整規定を条例に追加するものであります。

次に、3ページから23ページの議案第41号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第42号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」及び議案第43号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」の3議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることを受けて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されることに伴い、おのおのの条例の一部を改正するものであります。

次に、24ページをごらんください。

議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」及び25ページの議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」の2議案について御説明いたします。

お手元に配付の平成27年度尾鷲市一般会計補正予算書（第9号）及び予算説明書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ2億5,064万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,723万9,000円とするものであります。

3ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による増

減であります。

13 款国庫支出金 947 万円の増額は、国保基盤安定負担金 1,214 万 1,000 円の増額、選挙人名簿システム改修費補助金 46 万 3,000 円の増額、一部交付対象外経費となったことによる地方創生加速化交付金 313 万 4,000 円の減額によるものであります。

4 ページをごらんください。

14 款県支出金 709 万 5,000 円の増額は、国保基盤安定負担金の増額であります。

16 款寄附金 3,030 万円の増額は、一般財団法人尾鷲みどりの協会から御寄附をいただいたものであります。

20 款市債 2,360 万円の減額は、対象事業費の確定による減額であります。次に、歳出であります。

5 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費 2 億 4,007 万 1,000 円の増額は、基金積立金として財政調整基金積立金 2 億 1,790 万 5,000 円、みどりの基金積立金 3,030 万円の積み立て、定住移住促進事業で地方創生加速化交付金において一部交付対象外経費となりましたので、当該事業費の減額、コミュニティセンター等建設事業で、事業費の確定による減額によるものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費 2,564 万 8,000 円の増額は、保険基盤安定繰出金として国民健康保険事業特別会計に繰り出すものであります。

2 項児童福祉費 1,269 万 8,000 円の減額は、保育所施設整備事業費の確定による減額であります。

6 款商工費、1 項商工費 237 万 6,000 円の減額は、地方創生加速化交付金において一部交付対象外経費となりましたので、当該事業費の減額によるものであります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

6 ページをごらんください。

追加では、4 款衛生費、2 項清掃費、清掃一般総務費で、国家賠償請求訴訟に係る訴訟費用について、年度内での執行が困難であることから繰越事業とするものであります。

次に、変更では、2 事業とも地方創生加速化交付金対象事業として内示がありましたが、一部交付対象外経費となったことから、当該事業費を減額したことに

よる額の変更であります。

続きまして、地方債補正について御説明いたします。

自主防災組織整備事業ほか3事業につきまして、起債対象事業費の確定により、借入限度額を変更するものであります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

21ページをごらんください。

今回の国民健康保険事業特別会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ2,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,632万8,000円とするものであります。

23ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金354万6,000円の減額は、退職者医療交付金の額の確定による減額であります。

8款繰入金、1項繰入金2,564万8,000円の増額は、保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。

24ページをごらんください。

11款基金積立金、1項基金積立金2,210万2,000円の増額は、財政調整基金に積み立てるものであります。

以上をもちまして、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」までの6議案についての御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付

託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の6議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第9、発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

11番、奥田尚佳議員。

[11番(奥田尚佳議員)登壇]

11番(奥田尚佳議員) 皆さん、こんにちは。

発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」(案)につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

尾鷲市が収集した可燃ごみの量は、平成25年度4,105トン、平成26年度4,089トン、そしてこの3月末までの平成27年度については約4,030トンと予想されております。ごみ袋を有料化する前の平成24年度が5,422トンでありますので、平成24年度と比較しますと、平成25年度は24.3%の減、平成26年度は24.6%の減、そして平成27年度は25.7%の減になる予想であります。

また、ごみ袋の製造単価を見ますと、45リットル袋について、税抜きで当初17円20銭だったものが、7円12銭に下がりました。率にして60%近く下がり、金額的には10円以上下がっております。ですので、45リットル袋について、現状1枚45円を20%、すなわち9円下げても、当初の計画からして、尾鷲市の財政を圧迫することはありません。

30リットル袋の製造単価を見ても、税抜きで当初12円70銭だったものが、4円32銭に下がりました。率にして何と65%以上も下がり、金額的には8円以上下がっております。ですので、30リットル袋については、現状1枚30円を20%、すなわち6円下げても、当初の計画からして、尾鷲市の財政を圧迫することは決してありません。

指定ごみ袋の保管配送業務委託料にしても、当初年間約680万円を想定していたようですが、今年度は21万6,000円で、来年度、すなわちこの4月以降の1年間については、先日入札が行われ、約150万円であります。

指定ごみ袋の保管配送業務委託料についても、当初見込み額より今年度以降大幅に下がってきており、その分を市民に還元してもいいのではないかと思いますし、還元しても、当初の計画からすれば、尾鷲市の財政を圧迫することはないと思われまます。

ごみ袋を有料化する際、尾鷲市のホームページに、有料化に伴う市民からの質問事項についてとQアンドAの形で掲載されておりましたが、その中で、他市町の有料化と比較すると高いように思いますの問いに、ごみ袋有料化による収入は市民の皆さんに還元することを考えております、例えば電動生ごみ処理機の補助金の上限を上げて少しでも市民の方々の負担の軽減を考えておりますということでありました。

しかし、電動生ごみ処理機の補助金については、1世帯当たり交付限度額は3万円であり、生ごみ処理容器の補助金については、1世帯当たり交付限度額は3,000円ありますが、ごみ袋有料化後、3年間そのままであり、一切変更を行っておりません。

一方、紀北町は、指定ごみ袋の有料化を行っておりませんが、この間に、生ごみ処理容器の補助金については、1世帯に対する交付限度額を3,000円から1万円に引き上げております。尾鷲市は、市民の負担を軽減すると市民に約束しながら、その約束を守っておりません。

また、有料化に伴う市民からの質問事項についてを見ますと、プラスチック類については大切な資源であり、きれいに水洗いをして出すよう啓発しております。ですので、大多数の市民の方々は、分別して出すプラスチック類は再資源化され、何らかの収入が市にもたらされると思ったのではないのでしょうか。

しかし、実際には、プラスチック類について、チップ化し燃料として販売されているとの説明ですが、業者に処理費や運搬費等、年間約500万円を支払っており、また、その販売収入が市に入っているわけではありません。

現在、燃料となるプラスチックを燃やさないため、余分に灯油を使うという大変無駄なことを尾鷲市はやっております。プラスチックの販売収入が尾鷲市に入らないのであれば、せめてチップ化したものを燃料として使えば、灯油代が減って、財政的にも助かるのではないかと市民の声もあります。尾鷲市はそういうこ

ともせず、プラスチック類については業者に処理費や運搬費等を支払い、また、その販売収入も業者が得ております。

このように、補助金にしても、プラスチック類の分別の説明にしても、約束を守っていなかったり、市民に誤解を招くようなことを行ったわけであり、その反省も含めて、ごみ袋の価格を下げてもいいのではないかと思われま

す。過疎・高齢化が進み、年金生活の方々の割合が多い尾鷲市において、高いごみ袋は市民にとって大きな負担であります。東紀州2市3町の中で尾鷲市だけがごみ袋を有料化しているわけであり、三重県下29市町の中でも3番目にごみ袋の価格は高く、仮に現在の価格を20%下げたとしても、45リットル袋の価格は県下で4番目に高いという状況であります。ですので、少しでも市民の負担を軽減するという意味で、ごみ袋の価格を20%引き下げてもいいのではないのでしょうか。

昨年開催された審議会の中で示された市民のアンケート結果によれば、ごみ袋の値下げや一定量の無料配布が実施された場合、燃やすごみの量はどのようになると思いますかとの問いに、わからない、無回答を除けば、68%という約7割の方々が、現在の分別はしっかり守られ、燃やすごみの量は変わらないと思うと答えており、ごみの分別の意識がかなり根づいていることがわかります。

また、有料化される前と後のごみ減量に対する意識の変化についての問いに、無回答を除けば、有料化前よりもさらに意識しているという方が80%を占めており、市民の方々のごみ減量の意識は極めて高いということがうかがえます。

4月以降、資源ごみの常設ステーションを設置していくとの説明が、先日執行部からありましたが、ごみの分別や、生ごみ処理機や生ごみ処理容器等購入の補助金制度をもっと市民にPRするなどして、可燃ごみの減量化に努める必要がありますが、ごみ袋の価格を下げた方がいいが可燃ごみがふえたということでは、元も子もありません。ですので、ごみ袋の価格を下げるに当たって、市民の方々に対する啓発活動をより徹底する必要があると思われま

す。もしも仮に、ごみ袋の価格を下げて、可燃ごみがリバウンドしてふえるということがあれば、そのときは再度見直しの必要があるのではないかとの意見もありますので、そうならないよう、市民の方々に御理解を求めることが必要であります。

3月11日の生活文教常任委員会では、執行部が提出した一律10%の減額に対し、全会一致で反対となりました。一部の意見として、下げなくてもいいとい

う意見もありましたが、大方の意見は減額には賛成でありましたが、執行部の説明が曖昧で、減額の根拠も示さなかったため、そのような結果になったと思います。

しかし、市長は、28日の生活文教常任委員会において、一律10%の減額は議会に否決されたのであるから、1年間減額は凍結するとのことでした。しかしそれでは、多くの市民の方々の思いや議会の考えを完全に無視し、問題をすりかえた、単なるいこじのただっ子のような印象を覚えます。

25日の3月定例会最終日の生活文教常任委員会の委員長報告の中で、中平副委員長は、最後に次のように述べられました。

なお、仮に本議案が否決となった場合、10%の価格引き下げが行われないこととなりますが、その場合においては、改めて執行部でできる限り速やかに対応策を検討し、ごみ袋引き下げによる市民負担の軽減が6月からスタートできるよう求める意見もございましたので、あわせて御報告させていただきまして、生活文教常任委員会の委員長報告とさせていただきますと。

その委員長報告を完全に無視した市長には、強い憤りを覚えます。過疎・高齢化がどんどん進み、年金生活で苦しい生活を強いられている方々がたくさんいる中で、市民のほうを向いた行政運営を真剣に考えていただきたいと強く思う次第でございます。

また、当初、執行部からの提案であった10%の減額では、例えば45リットル袋であれば、40円50銭ということであり、条例に1枚当たりの単価を示すに当たって、1円未満の銭はいかなるものかという市民の方々の意見もありましたが、20%の減額をすれば、45リットル袋は9円減額の36円となり、そのような心配もなくなります。

以上が、発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」（案）についての提案理由の説明でございます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の発議は所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をし、付託されました議案並びに発議の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、最初に総務産業常任委員会、総務産業常任委員会終了後、生活文教常任委員会、生活文教常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午後 1時27分]

[再開 午後 3時50分]

議長(村田幸隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後4時を過ぎることが予測されますけれども、会議を続行いたします。

次に、日程第10、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から日程第15、議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

[7番(三鬼和昭議員)登壇]

7番(三鬼和昭議員) 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第41号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第42号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」、以上3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日1時37分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので

御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、田中勲委員長。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第43号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」の1議案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午後2時7分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第43号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私たち予算決算常任委員会へ付託されました議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」、議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」、以上2議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午後2時37分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」につきましては、本来、さきの第1回定例会において補正予算計上すべきところ、執行部の事務手続上のミスにより今回の計上となったものがあり、今後においてはこのようなことのないよう十分注意していただくよう申し添え、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第10、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第41号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第12、議案第42号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第13、議案第43号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第14、議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、議案第45号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第16、発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました発議につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、田中勲委員長。

[4番（田中勲議員）登壇]

4番（田中勲議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午後2時13分より、委員会において慎重に審査いたしました結果、付託されました発議第1号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。よろしく御審査賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、濱中佳芳子議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 発議第1号に、反対の立場で討論いたします。

ごみ袋の値下げに関しては、住民福祉の向上を議論することは当然であり、市民の負担軽減の観点からはおおむね理解いたしますが、地方自治法第112条、普通地方公共団体の議員は、議会の議決すべき事件につき議会に議案を提出することができる、ただし、予算についてはこの限りではないとされています。

ここでは、議案の提出は制限されていませんが、あくまでも予算にかかわるものは、地方自治法第222条による、普通地方公共団体の長は、条例その他の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないとの趣旨を尊重して運用すべきと解説されていることから、執行部との予算の確認なしに、財源の見通しの立たないまま提案することは、議会運営上好ましくないと考えます。

かつて本市議会において、予算にかかわる議案に疑義が発生した折、執行部との調整がつく見通しが立たないことから、予算権を持たない議員からは無理強いはできないとの判断に至った事例がありました。

議会改革を目指す尾鷲市議会としては、地方自治法に沿った運営を心がけ、禍根を残すような前例は避けたいと考えます。

本日の議会運営委員会の席上で、せんだっての委員会では、かたくなに1年間

の検討期間が必要としていた市長から、発議を受けて、常道の予算執行を目指すべく速やかに何らかの提案をとの発言があったことを今後の期待として、尾鷲市の議会運営の健全な姿をあらわすためにも、歳入欠陥を起こすおそれのある提案に同意することはできないと考えます。

以上のことをもって、私の反対討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

1 番、真井紀夫議員。

〔1 番（真井紀夫議員）登壇〕

1 番（真井紀夫議員） 私は、発議第 1 号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論をいたします。

私は今、本当に残念な思いに浸っております。本来ならば尾鷲市長が、前回否決されたとはいえ、再度、このごみ袋の条例について出すと、私はそんなふう判断をしておりましたけれども、残念ながら、1 年間は凍結だというような答弁を、きのう、おとといの生活文教委員会で聞きました。

市長は前々から、ごみ袋については値下げの方向で必ず出しますと、そのように何回も言明をしておりました。

そして、3 月定例会の最終日に否決をされた。私も否決のほうに手を挙げたんですけれども、それは、条例の内容、文章、数字が、今、日本の中で言われておる通貨、0.5 円とかというような、そういうような数字は、売買の場においてですが、ないんですね。どちらか、最小限 1 円単位になっておるんです。それが 0.5 円というような金額のつけ方をしてきた条文。

それから、残念なことに 10%と、私は、最低でも 20%、できたら 30%、50%。本来はただがよいと思うておるんですけれども、もともと無料やったんですから。そして、近隣市町村も無料ですね。そういう意味では、尾鷲だけ何で有料にせんなんのやという思いが私の気持ちの中にあるんですけれども、それはともかくとして、少なくとも、ごみ袋を安くするのなら、30%、50%ぐらいの思い切った金額というんですか、私は、まあ、そんなに難しい金額やと思うていないんですけれども。

と申しますのは、前は 17 円ちょっとでしたわね、原価が。45 リッターが。それが今回は、昨年ですけれども、7 円ちょっとになったというような形の中で、7 円ちょっとのものを 45 円で売買するということは、6 倍以上ですか、7 円、8 円のを今回三十何円にしても、数倍。

ですから、収支から言うたら、十分財源があるんですね。まるでそのための予算が組まれないようなことを言われておりますけれども、普通に考えたら、7円、8円のを四十何円で売ると。それを今回36円にするということなんですけれども、そういう意味では収支は十分とれると。ということは、ちなみに、45円で売った場合、尾鷲市は、いろんな諸経費を差し引いても、45リッター袋だけの計算をしても、60万枚つくったんですかね、去年。それを全部売り切ると、2,000万を超えるプラスの収益があるんですね。

そして、過去をさかのぼってみますと、平成25年1,560万、平成26年1,628万、そういう実績が出ておるんですね。プラスになる。皆、経費を引いてですよ。そういう中で今回は、原価が安くなったから、45リッターの袋に特定すると、2,000万からの収益が出るんですね。

だから、そういう意味では、10%や20%の値引きで予算が組めないというような、そんなばかなことはない、私は十分組めると、こう思っております。

それから、先ほどの常任委員会でちょっと問題になっておりましたけれども、もしごみがふえたらどうするかというようなことやったと思いますけれども、これはもちろん、市民の方々に御協力をお願いせないかんと思いますけれども、もう一つ、今度は方策を変えたらいいことだと私は思うんですね。それで大概解決するだろうと。それは、我々、同僚議員の方が前々から言っておりますけれども、新宮方式をとったら十分やれるんだと。私もそのように思います。

新宮方式というのは、年間、何十枚市民の方に渡しておるのか知りませんが、まあ、仮に50枚なり60枚なり渡して、無償ですよ、それで、それを超えたごみについては有料でいただきますよと。ですから、そういうことでは、この50枚、60枚でできるだけごみがおさまるように努力してくださいねと、こういう形で、新宮方式は今、成功しておるんですね。私、同僚議員の言うとおりで、そう思いました。

だから、1年見て、そういうことで結果として大変思わしくないというのであれば、またそこで、新宮方式を含めて、検討し直したらいいと私は思うんです。

まあ、そういうようなことが考えられて、先ほど、予算ができないではないとか、歳入が欠陥となるではないかと言いますけれども、何を言っておるんですかと僕は言いたい。有料で、市民からお金をいただくんですよと。それもべらぼうな高い値ですよって、原価から言うたらね。

そういうことであるのに、市民にこの際、市民の声はもう長年、もっと安くな

らんのかという声は、僕はいっぱい聞いております。そのことについて、議会は応えなかったらどうするのかと僕は思うわけです。

市民のために、私は安くするべきやと。何も議会が困るとか、市が困るだろうとか、そんなこと、僕は何もないと思う。あったとしても、万難を排すべきやと思う。そういうことでは、このことについて、議員諸兄は全員賛成されんことを僕は願います。市民の声をしっかりと理解しようではありませんか。

私は、そう申し上げて、今回は20%ということで、大分残念ですけどね。もっと安い値段をつけられたはずやと、こう思うんですけども、しかし、今は、6月1日に間に合わせてほしい、その思いで、この20%案に私は賛成をいたします。

以上で私の賛成討論といたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、発議第1号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（起立同数）

議長（村田幸隆議員） 可否同数であります。

ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本発議に対する可否を裁決いたします。

地方自治法第112条、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき議会に議案を提出することができる、ただし、予算についてはこの限りではない、これは予算案の提出を制限するものであり、予算を伴う条例案の提出を制限するものではないと解されております。しかし、議員が予算を伴う条例案を提出する場合においても、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとして、首長の予算を伴う条例の制定、改正を制限した法第222条の趣旨は尊重すべきであります。

財政負担を伴う条例を議案提案する場合には、当該地方公共団体の財政状況を考慮し、かつ執行部の意見を聞き、慎重を期すことが望まれている。

さらには、本案の可決となった場合でも、地方自治体の長は再議権を有してお

ります。予算を調整し提案する権限は長に専属しておることから、議員発案で成立した条例を施行するに当たり、予算措置を必要とする場合でも、長は予算措置する義務はないとされておるのであります。私は議長として、このような市長の再議権を行使させるようなことはいたしません。

したがって、議長採決において、本議案は否決と裁決をいたします。よって、発議第1号は否決をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。本臨時会に提出いたしました「職員の給与に関する条例の一部改正について」から「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」までの6件につきまして、原案どおり御承認賜りありがとうございました。

また、これまで私としましては、市民の皆様には負担を強いることとなるもの、ごみ排出量削減のためにごみ袋有料化へ取り組んでまいりましたが、御提案されました発議におきましても、従前からの御指摘や御指導を踏まえ、二元代表制の中で提出されたものであると考え、重く受けとめ、今後の対応及び検討を行ってまいります。加えて、今後のごみ排出量も注視しつつ、削減に向け、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

年度末の慌ただしい時期に、また、大変お忙しい中、各種重要案件につきまして、終始慎重に御審議いただき、感謝を申し上げます。今後とも議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 本日1日、御苦労さまでございました。

これをもって平成28年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 4時20分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 内 山 鉄 芳

署 名 議 員 中 平 隆 夫